

地域医療支援病院関係法令等

◎ 医療法（抜粋）

[地域医療支援病院]

第4条 国、都道府県、市町村、第42条の2第1項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

(1) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは

は一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。

(2) 救急医療を提供する能力を有すること。

(3) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。

(4) 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

(5) 第21条第1項第2号から第8号まで及び第10号から第12号まで並びに第22条第1号及び第

4号から第9号までに規定する施設を有すること。

(6) その施設の構造設備が第21条第1項及び第22条の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

2 都道府県知事は、前項の承認をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

3 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

[開設許可の取消等]

第29条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又は開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

(1) 開設の許可を受けた後、正当な理由がなく、六月以上その業務を開始しないとき。

(2) 病院、診療所(第八条の届出をして開設したものを除く。)又は助産所(同条の届出をして開設したものを除く。)が、休止した後、正当な理由がなく、一年以上業務を再開しないとき。

(3) 開設者が第6条の3第6項、第24条第1項又は前条の規定に基づく命令又は処分に違反したとき。

(4) 開設者に犯罪又は医事に関する不正の行為があつたとき。

2 都道府県知事は、第7条第2項又は第3項の規定による許可を受けた後、

正当な理由がなく、六月以上当該許可に係る業務を開始しないときは、当該許可を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。

- (1)地域医療支援病院が第4条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2)地域医療支援病院の開設者が第12条の2第1項の規定に違反したとき。
- (3)地域医療支援病院の開設者が第24条第1項又は第30条の13第5項の規定に基づく命令に違反したとき。
- (4)地域医療支援病院の管理者が第16条の2第1項の規定に違反したとき。
- (5)地域医療支援病院の開設者又は管理者が第7条の2第3項、第27条の2第2項又は第30条の15第6項の規定に基づく命令に違反したとき。
- (6)地域医療支援病院の開設者又は管理者が第30条の12第2項又は第30条の17の規定に基づく勧告に従わなかったとき。
- (7)地域医療支援病院の開設者又は管理者が第30条の16第1項の規定に基づく指示に従わなかったとき。

◎ 医療法施行規則（抜粋）

[地域医療支援病院の名称承認の申請]

第6条 法第4条第1項の規定により地域医療支援病院と称することについての申請を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、病院所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- (1) 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 名称
 - (3) 所在の場所
 - (4) 病床数
 - (5) 法第22条第1号及び第4号から第8号までに掲げる施設及び第22条に掲げる施設の構造設備
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 他の病院又は診療所から紹介された患者（以下「紹介患者」という。）に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類
 - (2) 当該病院において、共同利用（病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させることをいう。以下同じ。）のための体制が整備されていることを証する書類
 - (3) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類
 - (4) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することを証する書類
 - (5) 診療に関する諸記録の管理方法に関する書類
 - (6) 病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法に関する書類
 - (7) 診療に関する諸記録の閲覧方法に関する書類
 - (8) 病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

(9) 第9条の19第1項に規定する委員会の委員の就任承諾書及び履歴書

[地域医療支援病院の有すべき施設の数]

第6条の2 法第4条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める数は200とする。ただし、都道府県知事が、地域における医療の確保のために必要であると認めたときは、この限りでない。

[地域医療支援病院の業務報告]

第9条の2 地域医療支援病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

(1) 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

(2) 共同利用の実績

(3) 救急医療の提供の実績

(4) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

(5) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法

(6) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績

(7) 第9条の19第1項に規定する委員会の開催の実績

(8) 患者相談の実績

2 前項の報告書は、毎年10月5日までに都道府県知事に提出するものとする。

3 都道府県知事は、法第12条の2第2項の規定により、第1項の報告書の内容をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。